

地域交流・社会教育支援事業(子どもの居場所づくり支援事業)支援金Q&A

支援金支給対象団体について

Q 1 支援金の支給対象となる団体はどんな団体ですか？

A 島根県内において子どもの居場所づくり活動を行っている、もしくは今後行う予定である退職教職員が主として運営・活動しているNPO、任意団体等の団体です。(以下「団体」という。)

実施主体について

Q 2 実施要綱第3条の退職教職員の判断はどのようにするのですか？

A 自己申請に基づきます。必要に応じて、本人にヒアリング等の調査を行います。

対象事業について

Q 3 こども食堂は対象になりますか？

A 飲食の提供を主たる事業とする場合、対象になりません。

対象経費について

Q 4 子どもの移動に係る費用は対象として認められますか？

A 対象となりません。

Q 5 飲食費としてどの程度のものが対象となりますか？

A おやつ程度と想定しています。

子ども1人1回当たり100～200円程度。

申請(変更申請)手続きについて

Q 6 支援金申請書の提出締切がありますか？

A 事業実施の1ヶ月前までに提出してください。

なお、事業の受け付けは原則先着順で行い、支援金決定額の累計が100万円になり次第受け付けを終了します。

Q 7 変更申請書はどのような場合に提出するのですか。

A 次の①～③のいずれかに該当する場合は、変更申請書を提出してください。
実施期日、実施場所の変更、支援金の額を減額する場合は不要です。

<変更申請が必要な場合>

①事業内容の変更

②支援金の額の増額を希望する場合

③事業実施の中止等により支援金が不要となった場合

※③の場合で、概算払により支援金を受け取っているときは、互助会から支援金返還の請求を行います。

Q 8 事業を実施するにあたり、島根県等の他から助成金を受けていても利用することはできますか。

A 島根県や市町村等の助成を受けていても利用することはできます。

ただし、互助会の他の事業で互助会から助成金を受けて実施する場合は、助成対象となりません。

支援金について

Q 9 支援金の支給限度額はいくらですか？

A 事業立上支援金は、1団体 1回に限り 10万円です。

事業継続支援金は、1団体 年度1回に限り 10万円です。

Q10 事業立上支援金と事業継続支援金とで使途に違いはありますか？

A 特にありません。

Q11 年間に何件（何回）も申請が行えるのでしょうか？

A 事業立上支援金は、年度を問わず1団体1回に限ります。

事業継続支援金は、年度1団体1回に限ります。

Q12 支援金を概算払で受け取ることができますか。

A 基本的には精算払ですが、特に必要があると認められる場合には、事業実施の1ヶ月前から支援金の概算払をすることができます。

地域交流・社会教育支援事業（子どもの居場所づくり支援事業）支援金請求書（様式支援子第3号（概算））を提出してください。

Q13 支援金受取口座は個人口座でもよいですか？

A はい。申請者の個人口座でも可能です。

事業実施後の手続きについて

Q14 実績報告書に添付する領収書等証拠書類は原本ですか。

A 領収書等証拠書類の写で結構です。

Q15 実績報告書に添付する領収書は、事業実施に係る経費すべての領収書が必要ですか。

A いいえ。全費用の領収書でなくても構いません。決定された支援金の額以上となる額の領収書分だけで結構です。（支援金対象費用の領収書に限ります。）

Q16 支援金を概算払で受け取りましたが、実際かかった費用が概算払で受け取った額より少なくなった場合は返還金するのですか？

A 事業実施後の確定額が申請額より少なくなれば返還していただくことになります。実績報告書を受理した後、互助会から支援金返還の請求を行います。

地域交流・社会教育支援事業(子どもの居場所づくり支援事業) 事務フローチャート

